

利用される方へ

1 集計対象等について

(1) 集計対象

産業大分類「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所（集計対象（有効回答））について集計した。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

(2) 留意点

- ①平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しないため、比較は行っていない。
- ②平成 24 年経済センサス－活動調査との比較についても、両調査の集計対象範囲の違いもあり行っていない。

2 事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定（格付け）方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ①取扱商品が単品の場合は、商品分類番号 5 桁のうち上位 4 桁の分類番号で細分類を決定する。
- ②取扱商品が複数の場合は、まず商品分類番号上位 2 桁の卸売品目（51～55）と小売品目（57～60）でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。
- ③産業分類の格付けについては、商品分類番号上位 2 桁の販売額で分類集計し、その最も大きい上位 2 桁によって、産業中分類（2 桁分類）を決定し、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で上位 3 桁、上位 4 桁の順に分類し、産業細分類（4 桁分類）を格付けする。

(2) 特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商、仲立業」、小売業のうち「百貨店、総合スーパー」、「その他の各種商品小売業」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については、以下の方法で格付けを行っている。

①卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業（従業者が常時 100 人以上のもの）」

財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、各財の販売額がいずれも卸売販売総額の 10%以上で、従業者が 100 人以上の事業所。

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

財別（生産財、資本財及び消費財）の 3 財にわたる商品を卸売し、各小分類の販売額がいずれも卸売販売総額の 50%未満で、従業者が 100 人未満の事業所

ウ 「5598 代理商、仲立業」

卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）と仲立手数料を比較し、仲立手数料が多い場合に「代理商、仲立業」に格付けする。

②小売業

ア 「5611 百貨店、総合スーパー」

衣（中分類 57）、食（中分類 58）、住（中分類 59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、

住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所をいう。

イ 「5699 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

衣（中分類57）、食（中分類58）、住（中分類59、60）にわたる商品を小売し、衣、食、住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で、従業者が50人未満の事業所をいう。

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、表3の小分類「582～589」までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいう。

エ 「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所をいう。

オ 「6031 ドラッグストア」

小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、「60321 一般用医薬品」を小売している事業所をいう。

カ 「6091 ホームセンター」

中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「60211 金物」「60221 荒物」「60421 苗・種子」のいずれかを小売している事業所をいう。

キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」

商品分類番号「60921 たばこ・喫煙具」の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所をいう。

ク 「61 無店舗小売業」

販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいう。

3 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

①小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

②産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

③主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など〕を販売する事業所

④製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。

⑤商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業と

する。

- ⑥主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

（3）小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ①個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
②産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
③商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない

④製造小売事業所

（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。

⑤ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑥別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

（4）従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

- ・「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ・「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ・「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わず）で給与を受けている者をいう。
- ・「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成23年12月、平成24年1月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

- ・「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ・「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- ・「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

・「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(5) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(6) 商業以外の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(7) その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(8) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、①客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、②店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、③売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(9) 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(10) 年初及び年末商品手持額（法人事業所のみ）

企業全体の商業事業所における平成25年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）

4 各統計表の表章項目の説明及び留意点

(1) 共通事項

①「不詳」について

統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない以下の項目及び当該項目の数値が得られなかったことを表している。

ア「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、

自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所は不詳となる。

イ 「営業時間」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）に属する事業所は不詳となる。

②年間商品販売額、商品手持額及びその他の収入額の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。

5 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

- (1) 比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (2) 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。
- (3) 「x」は、集計対象となる事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としている。

6 その他の注意事項

行政区別校区別の集計値は、熊本市総務課で独自集計したため、実際の数値と異なる場合がありうる。